住所　和歌山市鳴神785番地５
　権照子　昭和17年２月１日生
　周永富　昭和43年11月30日生
　周妙子　昭和48年５月８日生
住所　岡山県倉敷市児島小川１丁目２番45号
　曹梨香　昭和57年２月22日生
住所　岡山県倉敷市児島赤崎１丁目９番５号
　曹悦昊　昭和63年12月４日生
住所　岐阜県中津川市手賀野588番地６
　金松子　昭和20年５月５日生
　邊昇　昭和48年２月27日生
住所　愛知県豊橋市野依台１丁目16番地13
　姜保夫　昭和33年10月31日生
住所　名古屋市中村区烏森町６丁目77番地１
　朴幸江　昭和34年３月28日生
住所　横浜市栄区笠間１丁目９番25号
　カバ・マハマドゥ　昭和42年３月25日生
住所　神奈川県厚木市温水西２丁目16番30号
　鄭猛志　昭和48年２月11日生
住所　東京都八王子市川町205番地12
　朱春光　昭和56年３月５日生
住所　群馬県高崎市新町1760番地１
　ミミ・サンチャゴ・オブチ　昭和46年５月６日生
住所　東京都練馬区南田中１丁目14番12号
　モハメド・ジャキール・ホセイン　昭和37年４月６日生

○法務省告示第四百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第１項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第１項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の１部を次のように改正する。

平成二十三年十月十八日

法務大臣　平岡　秀夫

別表第１の環球日本語学習院の項中「環球日本語学習院」を「環球日本語学習院・日本語科二年コース、同・日本語科１年九月コース、同・日本語科１年六月コース、同・日本語科１年三月コース」に改める。

別表第二の学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・進学準備課程二年コース、同・進学準備課程１年六か月コースの項の前に次のように加える。

環球日本語学習院・日本語科進学準備二年コース	宮　城　県

○外務省告示第三百五十号

国際連合安全保障理事会決議第二千九号に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号）の１部を次のように改正する。

平成二十三年十月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

ジャヒン・ホセイン・モッラ　平成９年９月24日生
　ソウリ・アリアナ・ホセイン　平成18年12月26日生
住所　東京都中央区日本橋堀留町１丁目１番６―401号
　カルパゲ・マノジ・ダイヤナト・ペレーラ　昭和43年５月６日生
住所　名古屋市北区平安２丁目22番78号
　エクトル・アルマンド・カサノバ・バジェホス　昭和24年５月24日生
住所　名古屋市中川区露橋２丁目11番２号
　ミシェル・グルイ・タケウチ　昭和53年１月23日生
住所　滋賀県湖南市吉永223番地59
　ダニエラ・ヨシエ・ペナ　昭和63年５月29日生
住所　滋賀県栗東市小平井１丁目６番３―246号
　シルレイ・ユキコ・コマツ・オカ　昭和54年６月13日生
　ルアナ・ユキ・コマツ・オカ　平成11年11月24日生
　レオナルド・ユウト・コマツ・オカ　平成13年２月８日生
住所　愛知県豊橋市西幸町字東脇20番地３
　裵美佐子　昭和36年10月24日生
　曹淳志　平成２年12月８日生

○法務省告示第四百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第１項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第１項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の１部を次のように改正する。

平成二十三年十月十八日

法務大臣　平岡　秀夫

別表第１の環球日本語学習院の項中「環球日本語学習院」を「環球日本語学習院・日本語科二年コース、同・日本語科１年九月コース、同・日本語科１年六月コース、同・日本語科１年三月コース」に改める。

別表第二の学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・進学準備課程二年コース、同・進学準備課程１年六か月コースの項の前に次のように加える。

環球日本語学習院・日本語科進学準備二年コース	宮　城　県

○外務省告示第三百五十号

国際連合安全保障理事会決議第二千九号に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号）の１部を次のように改正する。

平成二十三年十月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

別表を次のとおり改める。

Ⅰ　国際連合安全保障理事会決議第二千九号主文十五に従い、当該資産凍結の措置が緩和されて適用される個人又は団体

1. リビア中央銀行（Central Bank of Libya）
　かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源であった。
2. リビア投資庁（Libyan Investment Authority）
　別名：リビア・アラブ外国投資公社（Libyan Arab Foreign Investment Company（LAFICO））
　所在地：1 Fateh Tower Office, No99 22nd Floor, Borgaida Street, Tripoli, Libya. 1103
　かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源であった。
3. リビア外国銀行（Libyan Foreign Bank）
　かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源であった。
4. リビア・アフリカ投資ポートフォリオ（Libyan Africa Investment Portfolio）
　所在地：Jamahiriya Street, LAP Building, PO Box 91330, Tripoli, Libya
　かつて、ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源であった。

Ⅱ　その他の個人又は団体

1. カダフィ、アーイシャ・ムアンマル（Qadhafi, Aisha Muammar）
　生年月日：1978年、出生地：トリポリ、リビア
　ムアンマル・カダフィの娘。体制との関係が緊密。
2. カダフィ、ハンニバル・ムアンマル（Qadhafi, Hannibal Muammar）
　旅券番号：B／002210、生年月日：1975年９月２０日、出生地：トリポリ、リビア
　ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。
3. カダフィ、ハミース・ムアンマル（Qadhafi, Khamis Muammar）
　生年月日：1978年、出生地：トリポリ、リビア
　ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。示威運動の弾圧に関与した軍部隊の指揮官。
4. カダフィ、ムアンマル・ムハンマド・アブミンヤール（Qadhafi, Muammar Mohammed Abu Minyar）
　生年月日：1942年、出生地：シルテ、リビア
　革命指導者（Leader of the Revolution）。軍の最高司令官。示威運動の弾圧及び人権侵害を命令した責任を有する。
5. カダフィ、ムアタシム（Qadhafi, Mutassim）
　生年月日：1976年、出生地：トリポリ、リビア
　国家安全保障担当補佐官（National Security Adviser）。ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。
6. カダフィ、セイフ・アルイスラム（Qadhafi, Saif al-Islam）
　旅券番号：B014995、生年月日：1972年６月25日、出生地：トリポリ、リビア
　カダフィ基金（Qadhafi Foundation）総裁。ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。示威運動家に対する暴力を慫慂する扇動的な公的発言を行った。
7. ドルダ、アブゼイド・オマル（Dorda, Abu Zayd Umar）
　称号：対外治安庁長官（Director, External Security Organisation）
　体制に忠実。対外諜報機関の長。
8. ジャービル、アブバクル・ユーニス少将（Jabir, Major General Abu Bakr Yunis）
　称号：国防相（Defence Minister）
　軍隊の行動に全般的な責任を有する。
　肩書：少将
　生年月日：1952年
　出生地：ジャロ、リビア